

あなたの飼いねこと 平和に暮らすには

ルールを守って
人にもねこにも
優しい街づくり
🐾

栃木県動物愛護指導センターには年間**2,000件以上**のねこに関する苦情や相談が寄せられています。その内容の多くは、**飼い主の無責任な飼い方が原因**となっています。

ねこの飼い主は、他人に迷惑をかけないように、トイレのしつけや健康管理に注意するなど、適正に飼育することが重要です。



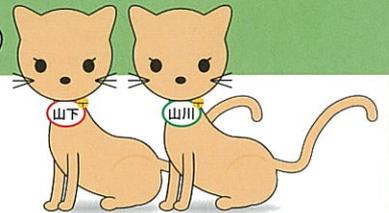
ねこの飼い主は、次のことを守ってください。

近年の動物愛護に関する意識の変化により、動物愛護管理法が改正され、更には「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が定められました。その主な内容は、下記のようになっています。

1 身元の表示をする

飼い主をはっきりさせるため、名札などで所有者を明示することが必要です。

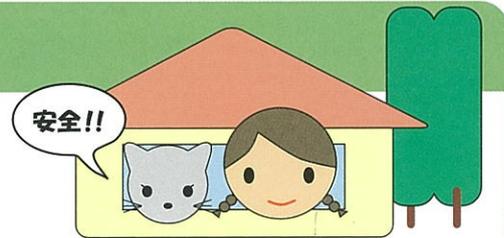
飼い主さんが
いるよ!



2 屋内飼育に努める

逸走の防止、ふん尿などの被害防止、交通事故や感染症の危険からねこを守るためです。

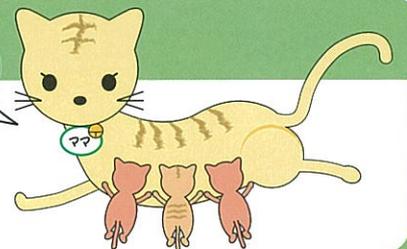
安全!!



3 不妊去勢手術を実施する

増やす予定がなければ、不妊去勢など繁殖制限をしてください。

飼い主さんが
責任を持って
育ててね!



人とねこが安全で快適な生活を送ることができる社会にするために、ねこの飼育方法について考えてみませんか。